

# 山梨県公報

号外第六号

平成三十年

三月八日

木曜日

## 目次

### 公安委員会

○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………一

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月八日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則(昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「第八号まで」を「第八号まで、第十八号及び第十九号」に改める。

第六条の三及び第六条の四を次のように改める。

(犯罪被害者支援室)

第六条の三 警務課に犯罪被害者支援室を附置する。

2 犯罪被害者支援室においては、第六条第九号及び第十二号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

(情報発信戦略室)

第六条の四 警務課に情報発信戦略室を附置する。

2 情報発信戦略室においては、第六条第十七号及び第二十号から第二十二号までに掲げる事務をつかさどる。

第六条の五を削る。

第八条の三を次のように改める。

(厚生課)

第八条の三 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

一 警察職員の福利厚生に関すること。

二 警察共済組合及び警察職員互助会に関すること。

三 警察職員の健康管理に関すること。

四 警察職員の生活相談に関すること。

五 公務災害補償に関すること。

第八条の四第二項中「前条第二号から第四号」を「前条第三号から第五号」に改める。

第十条の二を削り、第十条の三を第十条の二とする。

第十一条の四を削る。

第十一条の三を第十一条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

(山岳警備安全対策隊)

第十一条の三 地域課に山岳警備安全対策隊を附置する。

2 山岳警備安全対策隊においては、第十一条第五号に掲げる事務をつかさどる。

第十一条の八を第十一条の九とし、第十一条の七を第十一条の八とし、第十一条の六を第十一条の七とし、第十一条の五第二項中「前条第七号から第九号」を「前条第五号から第十一号」に改め、同条を第十一条の六とし、同条の前に次の一条を加える。

(少年・女性安全対策課)

第十一条の五 少年・女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 子供及び女性を対象とする性犯罪等の予防活動に関すること。

二 ストーカー対策に関すること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。

四 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等のうち人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案への対処に関すること。

五 少年非行防止に関する企画及び対策に関すること。

六 少年関係機関・団体との連絡調整に関すること。

七 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

八 少年相談に関すること。

九 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

十 少年の補導に関すること。

十一 少年の有害環境の浄化に関すること。

第十二条の二中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、

第五号の次に次の一号を加える。

六 通信傍受の実施に関すること。  
 第十二条の三第二項中「前条第四号から第七号」を「前条第四号から第八号」に改める。  
 第十三条の五第二項中「第七号」を「第八号」に改める。  
 第十九条の三の次に次の一条を加える。

(東京オリンピック・パラリンピック警備対策室)

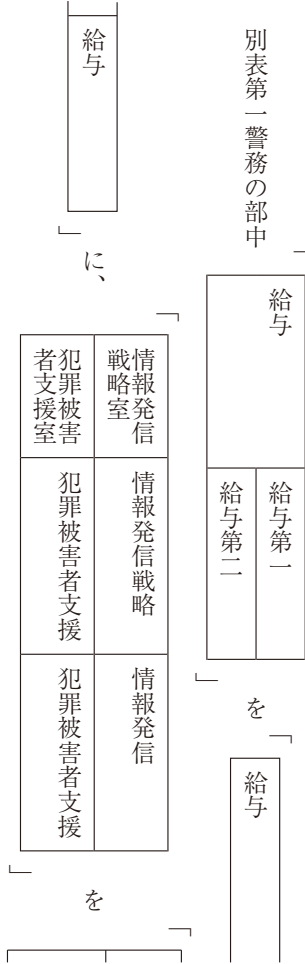
第十九条の四 警備第二課に東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を附置する。

2 東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の警備等に関する事務をつかさどる。

第二十二条中「情報発信戦略室、犯罪被害者支援室、文書管理室」を「犯罪被害者支援室、情報発信戦略室」に改め、「生活安全対策室」を削り、「鉄道警察隊」の下に「山岳警備安全対策隊」を加え、「及び危機管理室」を削り、「危機管理室及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二十三条の二中「情報発信戦略室、犯罪被害者支援室、文書管理室」を「犯罪被害者支援室、情報発信戦略室」に改め、「生活安全対策室」を削り、「鉄道警察隊」の下に「山岳警備安全対策隊」を加え、「及び危機管理室」を削り、「危機管理室及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室」に、「もつて」を「もつて」に改める。  
 第三十七条第二項中「一九九人」を「一九八八人」に、「七九八人」を「七九七人」に、「九七人」を「九八八人」に、「一、一八〇人」を「一、一八一八人」に改める。

別表第一警務の部中



に改め、文書管理室の款を削り、同表

生活安全企画の部及び地域の部を次のように改める。

情報発信戦略室	情報発信戦略	情報公開	情報発信
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援	犯罪被害者支援

生活安全企画

地域	許認可管理室		航空隊		山岳警備安全対策隊	鉄道警察隊	整備
	許認可管理	許認可第二	管理飛行	整備班			
企画	企画	企画	管理飛行	整備班	隊長補佐	隊長補佐	
指導	指導	指導			職務質問指導	職務質問指導	
庶務・運用	許認可第一	許認可第二			小隊	小隊	
企画調整	生活安全	生活安全			企画・指導	企画・指導	
企画調整	犯罪抑止	犯罪抑止			救助	救助	
庶務	庶務	庶務					

別表第一少年・女性安全対策の部中

子どもと女性の安全を守る対策	子どもと女性の安全を守る対策
Vストーリー・D	Vストーリー・D
Vストーリー・D	Vストーリー・D
Vストーリー・D	Vストーリー・D
Vストーリー・D	Vストーリー・D
Vストーリー・D	Vストーリー・D

一人身安全対策第一	子どもと女性の安全を守る対策	一人身安全対策第一	子どもと女性の安全を守る対策
-----------	----------------	-----------	----------------

人身安全対策第 二	人身安全対策第 二
人身安全対策第 三	人身安全対策第 三

に改め、同表刑事企画の部犯罪捜査指導支援室の

款中

指導・取調べ	指導・公判
取調べ	

を

指導	指導・公判
取調べ・通信傍受	

に改め、同表鑑識の部中

指導・資料	指導	足跡	写真	指紋
	指紋	指紋第一	指紋第二	

を

指導・資	指紋
------	----

料

指導	資料	指紋
----	----	----

に改め、同表運転免許の部中

都留分室	免許	試験
------	----	----

に改め、同表警備第二の部を

都留分室	免許	試験	高齢運転者支援
------	----	----	---------

次のように改める。

警備第二	庶務	警備・警護	警備・警護
------	----	-------	-------

危機管理 室	危機管理第一	危機管理第二	危機管理第一	危機管理第一
東京オリ ンピック ・パラク ス	総務・実施	総務・実施	総務・実施	総務・実施
通信対策	交通対策	交通対策	通信対策	通信対策
警備対策	通信対策	通信対策	通信対策	通信対策

別表第三南部警察署の部下警察官駐在所の項中「南巨摩郡身延町下部九九六」を「南巨摩郡身延町上之平一九二三」に改める。

**附則**

この規則は、平成三十年三月十五日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番